

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和5年第3回定例会提出予定議案の説明

- (11) 議案第93号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第93号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和5年6月7日

健康福祉局

議案第 93 号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び 運営の基準等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

1 条例改正の背景

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

(令和 5 年厚生労働省令第 48 号)

2 条例の主な改正内容

上記 1 に伴い、指定障害福祉サービス等費用基準額に係る規定の整備を行うもの

「厚生労働大臣が定める」→「主務大臣が定める」

3 施行期日

公布の日から施行

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第71号</p> <p>(用語の意義及び字句の意味)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。</p> <p>(2) 支給決定障害者 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。</p> <p>(3) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(4) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設等に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設等に支払われることをいう。</p> <p>(6) 常勤換算方法 指定障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除す</p>	<p>○川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年12月14日条例第71号</p> <p>(用語の意義及び字句の意味)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。</p> <p>(2) 支給決定障害者 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。</p> <p>(3) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(4) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。</p> <p>(5) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設等に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設等に支払われることをいう。</p> <p>(6) 常勤換算方法 指定障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除す</p>

改正後	改正前
<p>ることにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(7) 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。</p>	<p>ることにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(7) 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。</p>